平成２５年（フ）第１０５８６号
埼玉県所沢市大字下安松187―41
債務者　鈴木　勝好
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹倉　興基
4　破産債権の届出期間　平成25年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６０９号
千葉県千葉市美浜区幸町１丁目３－４－402
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新保　義隆
4　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７２号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦859番地６
債務者　山田　政良
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　髙志
4　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７０７号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番520―101号、従前の住所兵庫県三木市緑が丘町西３丁目６番地の38
債務者　戸田　　喬
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３号
広島県呉市阿賀南８丁目14番28号
債務者　見世　　毅
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
4　破産債権の届出期間　平成25年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後３時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１２４号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1539番地３
債務者　大久保秀朗
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1539番地３
債務者　大久保善夫
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２６号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1539番地３
債務者　大久保純子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午前10時55分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６０号
埼玉県狭山市鵜ノ木16番51号　901
債務者　増田　直樹
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　匡彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５０２号
仙台市青葉区鷺ケ森１丁目20番20号　ビューコート鷺ケ森203
債務者　丹野　典昭
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　由麻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
滋賀県甲賀市信楽町勅旨1433番地２
債務者　小西　敏夫
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５１号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1139番地
債務者　浪江新一郎
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林美沙子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第５７４号
神戸市東灘区住吉山手７丁目５番11―205号、従前の住所神戸市東灘区鴨子ヶ原２丁目14番12―201号
債務者　岡部　良治
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西片　和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２３号
神戸市北区花山東町２番11―706号
債務者　市田　　昇
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部